

移民政策におけるドイツの成功は  
類似性の多い日本においても適応され得るのか

J160356 森谷慎太郎

目次：

1. はじめに
2. 日本とドイツの類似性
  - (1) 経済及び、地勢的特徴の類似点
  - (2) 歴史的側面から見た国民性の類似点
3. 日本の現状
4. ドイツの移民政策
  - (1) 普遍的な価値を重視する西欧諸国
  - (2) 高度人材の受け入れ推進と「望まれない移民」
  - (3) 教会アジールの現在
5. 永住市民の参政権～トーマス・ハンマーの主張～
6. ドイツにおける移民受け入れと犯罪数
7. 終わりに

## 1.はじめに

今日、欧米諸国を中心に移民に対する政策態度を硬化する流れが見て取れる。しかし、そのような現状の中でもドイツは世界有数の移民受け入れ実績を有しており、ドイツ連邦統計局の2018年度調査によると、移民の背景（migrant background 以下、移民と表記）を持つ者が約2080万人と前年度調査と比較して2.5%上昇しており、ドイツ国民全体の4人に1人が移民の背景を持っているとの調査結果を発表した（ドイツ連邦統計局2018年度調査）。

これはドイツが先の大戦においてナチズムを経験したことが大きく関わっているといえよう。なぜなら、ナチズムではユダヤ人と反ナチ体制派を徹底的に弾圧、迫害し、その脅威から逃れようと多数の難民が生じた。1930年代当時、国際連盟はドイツ難民を救済すべくドイツ難民高等弁務官<sup>1</sup>を設置したが、加盟国の協力を得られず、力を発揮することができなかった。こうした背景とナチズムの勢いによってヨーロッパには3000万人もの難民が生まれ、その数当時のヨーロッパ諸国総人口の約5%に当たるとされている。（昔農 2014；39）。こうした悲劇から18世紀フランス人権宣言、20世紀半ば世界人権宣言にも取り入れられることの無かった「国家の主権を制約し、政治難民に庇護請求権を与えた」ドイツ共和国基本法16条が当時の西ドイツで誕生した。

では次に日本の人口動態へと目を向けよう。総務省統計局が発表した令和元年5月1日現在の確定値では総人口1億2618万1千人で、前年度付きと比較して28万5千人(▲0.23%)減少しており、15～64歳の総人口では44万3千人(▲0.59)減少と、総人口の減少比よりも0.36ポイント大きく減少していることがわかる。では、反対に高齢者人口である65歳以上人口では35万9千人増と日本社会が超少子高齢化社会となっている様相が見て取れる状況といえる。

本論文の目的は、ドイツは経済規模や国際的地位、国民性といった点で日本との類似点が多いという想定の下、日本への応用可能性を想定したドイツの移民政策を考察することにある。よって、本論文の意義としては、今日の日本が直面している人口の過度な減少における打開策は、移民政策の他にないという考えに基づいてのことである。

本論文は以下の構成をとる。次章ではまず、木下富夫の「日本における少子化問題と移民受け入れに可能性：人口動態と日本経済の近未来を考える」を中心とした先行研究を検討しながら今日、今後の日本の現状、推測について議論する。続く3章では本論文のタイトルにもなっている日本とドイツの類似性について様々な角度から考察していく。4章では、2章で述べた日本に取って類似点が多く、世界的に見ても名だたる移民受け入れ国であるどいつの移民政策について考察を行う。5章においてはトーマス・ハンマーの『永住市民と国民国家 定住外国人の政治参加』で述べられているデニズン（永住市民）への権利付与の必要性を説明しており、6章では移民問題の議論で必ずと言っても過言ではないほど指摘される

---

<sup>1</sup> 1938年にナンセン国際難民事務所と統合され、国際連盟難民高等弁務官事務所へと名称変更した。

移民と犯罪性に言及している。そして最終章では、本論文で考察したドイツ移民政策と、日本のこれからについてのまとめを行う。以上の構成である。

それでは、アメリカのトランプ氏が提唱したメキシコ国境への防壁建設や、欧州諸国でみられる移民排斥のためのポピュリズムの台頭といった、移民排斥が世界のトレンドとなっている今日、日本との類似性も多く、非移民国家でありながらナチズムでの過ちを経験し世界有数の移民受け入れ国へと変貌を遂げたドイツを例に再考察していくこととする。

## 2.日本の現状

日本の出生率は近年 1.5 を切っており、この数字が将来的に労働力不足に引き起こすことはほぼ確実であるといえるのが現状だ（木下 2016；13）。もっとも、この少子化現象は先進諸国に共通して起こっている事象であり、人口転換（demographic transition）と呼ばれている。以下の表 1 は人口減少が進んでいく日本の総人口推移並びに、人口減少に伴う経済規模の変遷を 20 年間隔で図にまとめたものである（③,④は 2015 年を基準年として計算しているため 1 表記とする）。

（表 1）人口減少と経済規模の縮小

	2015 年	2035 年	2055 年
① 総人口(万人)	12,543	11,068	8,993
② 生産年齢人口(万人)	7,681	6,292	4,595
③ 実質 GDP	1	0.875	0.710
④ 一人当たり実質 GDP	1	0.992	0.990

出典：木下（2016: 12）の表 1 を参考に筆者作成。

この表から分かることは、単純な見方では人口の減少に比例して生産年齢人口並びに、実質 GDP が減少しているという点と、一人当たりの実質 GDP は変化していないことであるが、しかし、この数字が示す意味合いは単純なものではない。まず、2055 年度の実質 GDP が 2015 年度比 0.710 というのは日本の国際的地位の低下を意味する<sup>2</sup>。また、実質 GDP の低下と生産年齢人口の減少がもたらす事象のうち最も懸念すべきが、社会保障費支出（医療費）の削減、年金給付の削減、国債管理政策の破綻である。理由としては、以下のような

---

<sup>2</sup> もちろん、技術進歩や資本ストックといった数値化できない部分を考慮した場合上方修正が見込めるが、他国も同様であり相対的な格差はこのような数値になることが予想されている。田辺（2010）の各国データ値を一部引用。

単純な仕組みである。

「まず財政の歳入（税収）は名目 GDP に比例するから税収減が生じる。それに応じて社会保障費支出の切り下げが必然となる。また年金給付の削減が生じる理由は、一般会計からの繰り入れが減ることと生産年齢人口の減少によって年金の掛け金収入が減少するからである。三つ目の国債管理政策が破綻する理由は、財政規模の縮小に応じて国債発行と国債償還の規模も減らしてゆく必要があるが、現在の 1,000 兆円を超える国債残高のもとでこれは極めて困難だからである。」（木下 2016:12）

以上の数字が示すように、日本の少子高齢化による人口減少に伴って起こることが予想される経済規模の縮小がもたらす甚大な被害はこのままでは避けがたい。そこでドイツの移民人口と、経済の関係を日本総研の研究チームの調査（日本総研 2019）ではドイツ国内における移民が減少した場合、ドイツの潜在成長率は 0.2% 低下する恐れがあるとの報告を行った。既にドイツでは移民が経済活動において必要不可欠な存在になっている証拠であろう。しかし、近藤氏は同じ少子高齢社会の最先端に立つ両国だが、ドイツは移民国家に転換するという大きな舵を切ったのに対し、人口トレンドではドイツと同種の危機感が醸成されているにも関わらず、総選挙のたびに移民問題は素通りされている（近藤 2013:234）。この指摘通り、日本においては政治レベルでの議論が圧倒的に少ない。こうした現状が日本とドイツの移民政策における明暗を分けている問題点の一つでもあると言えるだろう。

### 3.日本とドイツの類似性

A 国で成功した政策、法律が B 国でも同様に成功するとは必ずしも言えることではなく、そこにはいくつかの条件制御がなされていなければならないと考えている。そこで、本論文の主題の核の一つであるドイツの日本が類似性のある二国間同士か否かという点に本章では焦点を当てることとする。

日本人とドイツ人を比較する文献はしばしば見受けられる。崎村茂久の『ドイツと日本体験的ドイツ論』（1981）<sup>3</sup>や小塩節の『ドイツ人氣質の現実』（1989）などが代表するような、自身の経験や調査でドイツ人と日本人の国民性について言及した資料や、国立国語研究所が出版している『言語行動における日独比較』（1984）のような意識調査から両国民の国民性などを調査、報告したものまで多岐にわたる先行研究がなされている。また、今回の類似性に関する主張に国民性を選んだのには、東アジアの島国である日本とヨーロッパ大陸に位置するドイツとでは以下に述べる産業や地勢的特徴の類似だけでは信ぴょう性に欠け

---

<sup>3</sup> 日本、ドイツともが主に第二次世界大戦期の出来事の影響で「勤勉、冷酷、残忍、狂信的」といったイメージに基づいて両国の国民性が他国で紹介されている現実を、14 年間のドイツ生活での経験から考察している。

るからである。では、一体どのような点が二国間では類似しているといえるだろうか、公式データや筆者独自に行ったアンケート（概要は 14 ページ）を通して経済や地勢の特徴、歴史的側面からみた国民性を考察していく。またこの際、(1) (2) の二つに分け、前者が経済や地勢の特徴の観点から考察を行い、後者では歴史的側面からみた国民性の観点から考察していくこととする。

### (1) 経済及び、地勢の特徴の類似点

まず、国家の経済的豊かさを測る際に用いられることの多い名目 GDP (2018 年度 IMF) を比較すると、アメリカ、中国に次いで日本は第三位で 4,971,767 米ドル、一方のドイツはその日本に次ぐ第四位で 3,951,340 米ドルと経済規模は同等といって差し支えない。また、国土面積は帝国書院が公開している『統計資料 世界・面積・人口』(2007) に基づくと日本が第 61 位に対し、ドイツは第 62 位であるので面積においても両国は類似している。その他にも両国ともに主要産業に自動車産業があり、その自動車産業は世界的にも認められているメーカー<sup>4</sup>が並ぶ。また、外務省のホームページ情報によるとドイツは日本において欧州地域最大の貿易相手国なのに対し、日本もドイツにとって中国に次ぐアジア地域第二位の貿易相手国であるという蜜月ぶりである。これほどの類似点があれば経済及び、地勢の特徴は十分類似していると言って差し支えないだろう。では、次に国民性の観点から考察する。

### (2) 歴史的側面から見た国民性の類似点

続いて日本とドイツ国民の国民性に関する考察を行っていく。ドイツ民族やゲルマン民族（以下、ドイツ人とのみ表記）をタキトゥスの『ゲルマニア』や足立邦夫の『ドイツ民族を知らない 21 世紀は語れない 最強のライバルの国民性と文化』にて彼ら/彼女らの主な国民性として「勤勉性」を挙げている。もちろん、勤勉性のほかにも多くの国民性によってドイツ人を構成していることは百も承知であるが、今回の考察ではこれらの先行研究に依拠し、「勤勉性」という一つの国民性の構成要素を中心に類似性を探ることとする。

足立の主張する両国民の国民性が「勤勉性」であるという根拠は以下のとおりである。まず、ドイツ国民の勤勉性を「戦争」というキーワードに置いている。足立によると、ゲルマニア時代の戦争とは基本的に全面戦争という形を取っており、その多くの戦争によって庶民の生活も脅かされるわけだが、ゲルマニア時代以降の戦争も騎士の台頭などにより戦闘員と非戦闘員という区切りができたものの、その戦闘員同士の戦争においても非戦闘員の暮らしは荒廃を極めるものであり、全面戦争とあまり変わらない。こうした状況に長らく身を置いてきたドイツ民族は常に防御の姿勢を崩さず、未来に起こるかもしれない困難に備

---

<sup>4</sup> トヨタ、ホンダ、メルセデスベンツ、フォルクスワーゲンなど。

えたという<sup>5</sup>。

一方の日本にも足立は戦争こそ島国の日本においては、どちらが勝とうが負けようが非戦闘民である庶民の生活は劇的な変化を強いられる場面は少なかったが、ドイツにおける戦争の代替として自然災害を挙げている。こちらは日本という非常に類い稀なる自然災害の多い国に住まう我々なら周知の通り、自然災害は常に様々な災害に対して防御の姿勢を崩さず、未来の起こるかもしれない困難に備えなければならない事象である。また、「ドイツ・日本両民族が、紀元前五～一世紀ごろのローマやギリシャに比べて、奴隷を知らなかったことも、両民族の性格に重要な影響を与えている。」(足立 1990:152)という主張もある。もちろん、貧困などから奴隷的生活を余儀なくされた者たちの存在は認められるが、その数はローマやギリシャとは比較にならない程度である。また、「奴隷の存在は労働を卑しいものとさせ(以下略)」(足立 1990:152)の通り、奴隷に頼らずに汗水を垂らし自身の創意工夫で労働を行ってきた歴史は両国民の「勤勉性」という国民性のルーツを裏付けるものの一つと言って過言はないだろう。

続けて、世論調査に基づいた各国(日本とドイツを含む)の国民性の類似性調査(田辺 2010)ではこうした両国民の類似点が浮かび上がる。両国民にネーションの成員条件に関する質問、つまり、「我々(we)」と「彼ら(they)」を分ける基準についての統計結果から両国民の国民性にコミットした結果、日本とドイツでは宗教の信者であること<sup>6</sup>が同じキリスト圏のアメリカとは異なり「重要視する」といった比率が日本 24.4%、ドイツ 32.5%と過半数を大きく下回っている(一方のアメリカは 52.3%と過半数を上回った)。以上の研究結果から日本とドイツ両国はネーションの成員条件においても、宗教は違えども類似点を見出すことができる<sup>7</sup>。

また、筆者がとった独自のアンケートでは 18 歳から 75 歳の日本人 50 名の男女を対象に行っており(後出のアンケートも同様)、「日本人は勤勉であると考えますか」との問いに対して、イエスと答えた人が 76%でありノーと答えた人の 24%を大きく上回った結果となった。ノーと答えた方の意見としては、「留学に行った際に日本人は授業での発言が少なかった。」「義務教育課程があり、勉強をしている人は多いが、意欲的に学んでいる人は少ないと思う。」といった意見が出ており、主に勉学に関する点において勤勉性が低いという意見が否定派には多く見られた。

では、イエスと答えた肯定派の意見はというと、「休日出勤を代表とする労働時間が他国と比較して多い。」「海外に出向いた際のお店での接客態度を日本と比較すると勤勉に働いている人が日本には多いと感じたから」といった労働に関する姿勢を評価して勤勉であると答えた人が多くいる印象の結果となった。

---

<sup>5</sup> 足立(1990: 151)の議論より一部引用。

<sup>6</sup> 日本においては仏教または神道で、ドイツにおいてはキリスト教が用いられている。

<sup>7</sup> 田辺(2010)の各国データ値を一部引用。

以上のことから、多くの日本人が自国民は勤勉であると感じている割合が多く、勤勉であると一定の評価を下すことができ、「勤勉性」という点においても両国民には類似点が見受けられた。それでは、次章でドイツの移民政策について考察を行ってみたい。

#### 4. ドイツの移民政策

本章では(1)から(3)にかけてドイツ移民政策の現状とその背景について、それぞれの副題に準じたテーマでの考察を行っていく。

##### (1) 普遍的な価値を重視する西欧諸国

アメリカの政治哲学者のホリフィールドは、今日の欧米諸国に住む移民が当該国の国民でないにもかかわらず、国民と同様の権利を獲得している背景には欧米諸国に浸透している「諸権利 (rights)」という概念があるからであるとした(昔農 2014; 24)。周知のとおり、EUの拡大に伴い移民の制限強化を図っている欧州諸国は、移民の入国規制を強化しているにもかかわらず個人の平等・自由といった普遍的な価値観の浸透した社会は、移民の権利保護も比例して進んでいくとした。

ホリフィールド氏の主張はここドイツでも例外なく適応されている。次節で触れるが、ドイツでもSPDや緑の党、左翼政党が移民の人権保護を与えるよう保守政党勢力に圧力を加える。また、市民社会レベルにおいてもドイツ・カトリック司教会議やドイツ福音主義教会の二大教会などが移民の権利保護を求めてロビーイング活動を盛んに行っている。

##### (2) 高度人材の受け入れ推進と「望まれない移民」

経済のグローバル化の中で再編を余儀なくされている福祉国家は、少子高齢化、生産年齢人口の減少の中で、とりわけ人材不足に悩む分野での労働力の確保が急務となった。ドイツでは2000年にグリーンカード制を設け、IT技術者の受け入れを進めた。2009年にはEUにおいて高度人材をEU域外から確保すべくブルーカード制が設けられた。

しかし、高度人材ではない「望まれない移民」はテロの脅威を含む様々なリスクをはらんでいる。国民社会の内部にリスクとされるものが存在すれば、原理的にはそれらを国境線の外側に排出することによって、内部における最適化がはかれることになる(杉田 2005)。これは近年難民に対する締め付けが激化しているドイツにおいてもよいのである。しかし、ホリフィールド氏が主張するように、西欧諸国は国民のみならず移民の人権も保障しなければ、国家の存立基盤を危うくすることになる。こうして西欧諸国は移民政策におけるジレンマを抱えているのだ。こうした状況は、平成30年に成立した入管法(出入国管理及び難民認定法)改正法案によって新たに在留資格「特定技能1号」「特定技能2号」の創設、出入国在留管理庁の設置等を行った日本も西欧諸国と似通った状況であるといえるだろう。

### (3) 教会アジールの現在

本節ではドイツ移民政策における市民社会のかかわりについて考察していくのだが、歴史的な視点から「アジール」について言及する。今日のドイツ語ではアジール (Asyl) は日本語では「庇護」と訳され、「難民庇護」という意味合いで用いられている。だが、もともとは「神聖不可侵」という意味合いを持っており、奴隷や仇討から逃れてくる者の避難所、平和領域という意味を持つ。(昔農 2014 ; 60) 日本で言いうところの駆け込み寺のような意味で用いられていた。こうして命からがら逃れてきた者たちに手を差し伸べ、世俗と避難者の軽減交渉なども請け負っていた。こうした教会アジールは西ローマ帝国時代にローマ法、教会法にも認められており 15 世紀までの間、世俗に対して非常に強い影響力を保持していた。しかし、18 世紀から 19 世紀の国民国家建設時による近代刑法の整備や警察機構の設立に伴い廃止に至った (昔農 2014 ; 61)。

上記で挙げた基本法 16 条の改正では「迫害のない出身国」「安全な第三国」を定義した規定を盛り込み、そうした諸国からやってきた申請者には原則許可できないことになった。この変更により難民を効率的に管理し、取り締まることが可能になったが、難民の方々の立場に立つと許可云々以前に審査をも受けることができないなど、以前よりも難民認定を受けることができなくなった。移民受け入れ審査時に門とも重要視されるべきはずのコミュニケーションを取る時間が無くなったことで、自身がどうした理由、経緯で難民申請せざるを得なくなったという庇護理由がおろそかになっている状況だ。これに加えて、ドイツ政府は当該諸国内で分層が集結し、和平協定が結ばれた状況においては申請者個人の状況に関わらず強制送還できるといった見解を示している。こうした状況により、人道的、国際法上の関係で保護されるべき人々が強制送還される危機にある。こうした状況から 1980 年代以降教会アジールという市民活動を盛んに実施するようになり、かつてのアジールとは異なった意義でアジールが復活したのである。

こうして「復活」した教会アジールだが、今日の主権国家社会では最終的な判断を下すのは国家であるだから当然国家の決定権を否定するとして論争に発展する。結果的にこの教会アジールの復活は国家によるアジールの問題性を明らかにする点において、非常に大きな意味合いを持つのだ。ではこの対立構造を成す教会アジールと国家によるアジールは以下のように対比されるという。

教会アジールは、難民が庇護申請を却下され、送還される状況に立たされるも、支援者が難民審査手続き全体にわたってサポートした経緯から、正しい決定が行われていないと判断した難民に与えられるものなのです。最も重要な側面は、全体の審査過程の中で(難民への人道的な)配慮がなされていないということです。つまり難民が出身国に送還された場合に、生命・身体に危険があることです。したがって教会が難民に対してアジールを与えることになるのです。(昔農 2014 ; 64-65)

こうした市民レベルでの、難民または移民に対しての働きかけが行われることが当事国での彼ら/彼女らへの理解を深め、より良い環境につながる活動の活性化は必要不可欠である。よって、実際に「移民問題について考えたことがありますか」という旨の質問を前出のアンケートによって執り行った結果、イエスが46%ノー54%と否定派が上回ったものの筆者の予想より多くの人々が移民問題について考えたことがあると回答した。イエス側は「欧米諸国を中心に見受けられるテロ問題を受けて。」「海外の不法移民問題のニュースを見たから。」とマイナスなイメージがほとんどであった。対するノーと答えた意見は「関心がない。」「自分の生活に直結しないから」と自国の話としてとらえていない意見が多く見受けられた。

このアンケート結果を一言で表すなら、関心は一定あるが、移民には否定的といったところであろうか。しかし、悲観するばかりの結果ではないと筆者は考えている。なぜなら、移民に対するイメージが良いものばかりとは言っていないものの、決して無関心ではないからである。今日のメディアを通して我々の手元に届く移民関連のニュースの偏向を考慮すると本アンケートの結果は妥当であるし、思慮の結果はともかく考えることが彼ら/彼女らへの理解の一步であり、ドイツ社会でいう教会アジールといった市民運動につながるのだ。

もちろん、ドイツにおけるアジールがかつてのものとは違う「(移民のもたらす多様性について) その度合いを決めるのは結局のところ国家の側にあるということになる。」(昔農2014:147) ように、今日の日本でも最終決定を行うのは市民社会ではなく国家である。しかし、国家の考慮案件に移民政策問題を含めるには市民社会が引き起こすムーブメントが必要不可欠なのだ。

さて移民に付与する権利をいかなるものとするのかについては、さまざまな議論がある。ここでは統合や同化といった移民のアイデンティティを損なう方策ではなく、これらとは異なる移民の権利を考慮できるはずである。以下ではスウェーデンの政治学者、トーマス・ハンマーの主張に注目してみたい。

## 5. 永住市民の参政権～トーマス・ハンマーの主張～

これまで同一的であった西欧社会も、人口移動のグローバル化によって多文化主義へ移行した。こうした結果、移民の同化を目的とした政策ではなく、差異を認めつつ社会的統合を目指す政策が策定されてきたのだが、1970年代後半より、移民に対してどのような権利をどういった基準で付与すべきかが欧州各国の政策課題となった。

スウェーデンの政治学者であるトーマス・ハンマーは、イギリスの社会学者であるトマス・ハンフリー・マーシャルの主張する市民権の政治的権利を除いたすべてを取得しており、デニズン(国民と同様に、受け入れ国家の権利義務関係の中に組み込まれた定住移民のこと)には地域の地方参政権を付与するのが望ましいと述べており、第二段階ではその上の国政レベルの参政権を付与すべきとしている。では、この「デニズン」について一度触れておく。デニズンはトーマス・ハンマーの『デニズンと国民国家-定住外国人の政治参加』の日本語

訳版ではデニズンを「永住市民」という日本語をもって表しており、永住権を取得した外国人移住者を指している。

デニズンへの政治参加権の付与は1979年頃の移民を受け入れていた欧州諸国中心に比較的早い段階で議題に上がっていた。中でもフランスは社会党候補のフランソワ・ミッテランが選挙制度改革を公約に掲げ、その後の選挙で登園を果たしたが、当選直後に改革を実施しないことを明言するに至った。これは「政治的権利を移民に与えることに対しては非常に強い抵抗があり、ときにはその抵抗は敵対的なものであるとまで考えられたのである」（ハンマー 1999:210）とされている。こうした現象はフランスにおいてだけでなく、西ドイツなど他国でも見られる現象であった。しかし、オランダでは提案されていた選挙制度改革が期待通り実施され、1986年は外国人がはじめて地方選挙で投票した年となったのだ。しかし、そのオランダでさえもそれ以上、すなわち国政レベルの参政権の権利付与には至らなかった。

地方レベルであれ、国勢レベルであれ移民に対してこれらの権利を付与する目的は基本的に同じ<sup>8</sup>である。しかし、この地方参政権、国政参政権には次のような違いがあるとしている。

地方の政治は、移民にとり直接かつ実質的な地域生活での利害に関する事柄に関係しており、国政レベルにおいてはより長期的でより根本的な重要性をもった政治上の問題を扱っている。そのため、この種の決定には国民のみの参加が許され、こうした重要な案件について審議する場面の多い国会においては、国民のみがそこに議席を持つ資格があるべきと主張される。また、選挙権と被選挙権は常に一体であるべきという理由から、選出され得ない者には投票権を付与すべきではないというのが通説である（ハンマー 1999:226）。平たく言えば、当事国の重要性の高い案件に、いずれ当事国から出身国に帰国し得る者にその判断を委ねることができないということである。

しかし、この通説はもはや前時代的なものではないだろうか。確かに、上記理由から国政レベルでの選挙権、被選挙権は国民に限定すべきという意見に一定程度の理解は出来る。ただ、そうであれば二重国籍者も当事国ともう一方の国籍所有元である国に帰国、もしくは国籍を一方の国一つに絞る可能性など、情報が流れる恐れが十二分にあるにも関わらず二重国籍者への国政への選挙権、被選挙権を付与していない国はほとんどないのだ<sup>9</sup>。

むしろ今日では、働く人のチャンス拡大にもつながることから多重国籍を認める国々が増加している。国籍とはいわば一つのアイデンティティであり、そうした所有者にとって大切なアイデンティティをはく奪するのは、一種の人権侵害にも相当し得るのではないだろ

---

<sup>8</sup> これは移民に限らず、参政権を付与される国民にも言える。

<sup>9</sup> 日本においても年々多重国籍者が増加しているとされ、2018年10月23日の『日本経済新聞』では89万人を超えると報じており、日本における二重国籍の禁止は形骸化しているとの声もある。

うかと私は考える。また、日本の場合は先述の通り、形骸化しているとの声があるとはいえ二重国籍を禁止している点においては移民の方々が日本という文化を理解し、日本という社会の一員の客観的尺度である日本国籍の取得（帰化）のためには自信のアイデンティティを一つ手放さなければならない。こうした現状では「デニズンは新旧両国の国籍を取得できない限り、新しい国の国籍の取得を辞退する」（ハンマー 1999:259）という主張からもわかるように、移民が当事国の真の一員になることが困難であることは容易に想像できる。

本章ではハンマーによる主張を考察したうえで移民に対する権利付与の必要性を述べたが、ではその移民を受け入れるにあたって受け入れ国側の国民が危惧する点において最も多い理由である項目の一つである「犯罪」にも触れておく。

## 6. ドイツにおける移民受け入れと犯罪数

2018年に6月19日にアメリカのドナルド・トランプ大統領が自身のソーシャルメディアを通じて、「ドイツでは移民を受け入れてから犯罪が10%以上も増加した」と投稿をし、ドイツの移民政策を激しく非難したと翌日のAFP通信が報じた。また、トランプ氏は「米国は賢明であれ！」とも投稿しており、欧州の文化を暴力的に激変させてしまう人々を数百万人も受け入れたのは欧州の「大きな過ち」だと非難し、ドイツの犯罪は「増加している」と主張したのだ。これに対し、ドイツ、メルケル首相は統計とは異なる主張であるとトランプ氏の主張を一蹴した。また、ドイツ内相のホルスト・ゼーホーフ氏は2017年の犯罪率は1992年以来の低水準を記録し、減少傾向にあると主張している（AFP通信 2018/6/20）。

しかし、やはり移民問題と聞いて犯罪率の増加を危惧する声も少なくない。前出の筆者のアンケートにおいて、「移民政策において懸念される事案は何だと思えますか」との設問に対し、「現地の国の人の雇用圧迫」「文化摩擦がおこるのでは」といった文化の変化や、職の奪い合いといった声も見受けられたが、やはり「治安悪化が心配」「テロを含む犯罪の増加」といった犯罪率や治安悪化に関する声が突出した結果となった。

こうした結果から、やはり移民に対するイメージは決して良いものとは言えない現状が露わとなったわけだ。現状、日本では移民政策は行われておらず、ドイツにおけるデータでの判断にはなるが、世間の認識と実際のデータが示す現実は乖離していると結論付けることができるだろう。

## 7. 終わりに

ここまでドイツの移民政策並びに日本の現状や、識者の見解を考察してきた。ドイツ移民史研究者のバーデらは、移民法の制定が遅きに失した点については批判的であるが、ドイツにおける移民の受け入れと定住管理が適切に対処出来得る移民国家になった点は評価しており、社会学者のミハエル・ボンメスもドイツの法的、制度的変化を「正常化のプロセスである」とドイツの移民政策を評価している（昔農 2014:133）。また、政治学者である近藤潤三もドイツにおける近年の政策変化には一定の評価をしている（近藤 2007）。このように

様々な分野の識者の方々によつての評論を考慮してもドイツにおける移民政策は概ね成功であると結論付けることができるだろう。

また、日本においては先述の通り、国民の95%以上が同一民族で構成されている定義上の単一民族国家に分類されており、「主要民族の構成比が95%以上を占める日本は、世界でもまれにみるほど民族的均質性の高い国民国家である」(田辺 2010:79)<sup>8</sup>。よつて、ドイツのように「民族的に同質な国家はしばしば自民族中心主義に陥りやすい」(昔農 2014:210)な状態の国家では非移民国家であるという自負の下に移民は排除されている状況に日本もあると言つても過言ではない。

しかし、2004年以降のドイツでは、先述の通り連邦レベルで公式に移民の受け入れ、統合政策が策定されるようになり、移民を市民的に統合することが国家における重要な課題であると周知されたのだ。こうしてドイツではいわゆる「統合講習」というドイツ語の不自由な人への講習を行っている。これは「移民の社会統合のための取り組みの欠如により、ドイツ語が十分に話せないがゆえによい就職先が見つけれず、経済的自立が困難となる者が移民の2世、3世を含め、移民のなかで一定層を占めていたからである。」(JCIE 2016:16)でもわかるように、こうした教育機会を与えることによつて移民の方々は当事国社会への参加が元来の国民と変わりなく行えるようになり、移民の社会統合を手助けする効果が見込める。

無論、社会統合は簡単なものではない。「このトルコ人に代表されるイスラム教徒を“ドイツ人”にしなくてはドイツの将来は安定しないとドイツは考えている。」(鎌野 2010:44)からもわかる通り、これほど移民と向き合っているドイツでさえまだ道半ばであるのだ。日本社会もドイツにおける教会レジームに代替される市民運動に始まる移民や難民の方々を迎え入れる環境作りを行つていかなければならない。また、その先に彼ら/彼女らのアイデンティティを尊重しつつ、“日本人”にしなければならず、課題は多い。しかし、日本がこの先も変化著しい今日のグローバル社会で社会的優位性を保つには人口問題を改善しなければならず、その選択肢の一つに「移民政策」はある。本論文で取り上げた「移民」については我々市民が積極的に彼らに関心を抱き、受け入れるか否かの選択を行わなければならず、政治的無関心が許されるラインはどうに過ぎている。

---

<sup>8</sup>「無論先住者としてのアイヌやウチナンチュ(琉球人や沖縄人)の存在は無視できないが、彼ら/彼女ら少数民族の人口比が、諸外国の民族的マイノリティグループと比べてもそう多的に小さいことも事実である。」田辺(2010:102)より引用。

## 参考文献

- 足立邦夫(1990)『ドイツ民族を知らないで 21 世紀は語れない：最強のライバルの国民性と文化』オーエス出版。
- 小塩節 (1988)『ドイツ語とドイツ人氣質』講談社。
- 鎌野多美子 (2010)「ドイツ移民政策の背景と現状：最新事例とともに」『国際研究論叢 大阪国際大学紀要』第 23 卷 3 号 43-57 頁。
- 川村千鶴子、近藤敦、中本博皓 (2009)『移民政策へのアプローチ：ライフサイクルと多文化共生』明石書店。
- 木下富夫(2016)「日本における少子化問題と移民受け入れに可能性：人口動態と日本経済の近未来を考える」『武蔵大学論集』第 63 卷第 2・3・4 号、11-38 頁。
- 久米郁男 (2013)『原因を推論する 制分析方法論のすすめ』有斐閣。
- 公益財団法人日本国際交流センター(JCIE) (2016)『ドイツの移民・難民政策の 新たな挑戦 2016 ドイツ現地調査報告』公益財団法人日本国際交流センター。
- 国立国語研究所 (1984)『言語行動における日独比較』三省堂。
- 近藤潤三 (2007)『移民国家としてのドイツ：社会統合と平行社会のゆくえ』木鐸社。
- 近藤潤三 (2013)『ドイツ移民問題の現代史：移民国への道程』木鐸社。
- 崎村茂久 (1981)『ドイツと日本：体験的ドイツ論』三修社。
- 佐藤久美 (2015)「ドイツにおける移民の社会統合政策：バーデン＝ ヴュルテンベルク州とザクセン州での聞き取り調査から」『金城学院大学論集・社会科学編』12 卷 1 号、22-32 頁。
- 杉田敦 (2005)『境界線の政治学』岩波新書。
- 昔農英明 (2014)『移民国家ドイツの難民庇護』慶應義塾大学出版。
- 総務省統計局 『日本の人口』 <https://www.stat.go.jp/data/jinsui/new.html>  
最終閲覧 2019/11/07
- 田辺俊介 (2010)『ナショナルアイデンティティの国際比較』慶應義塾大学出版。
- 日本総研(2019)「移民減少でドイツの成長率は 0.2%低下」『Research Focus』No.2019-007。  
<https://www.jri.co.jp/MediaLibrary/file/report/researchfocus/pdf/11122.pdf> 最終閲覧 2019/11/10
- トーマス・ハンマー著 近藤敦監訳 (1999)『永住市民と国民国家 定住外国人の政治参加』明石書店。

### **アンケートの調査概要**

調査名称；日本人の勤勉性と移民政策について

調査対象；18 歳から 75 歳の男女 50 人

サンプリング方法；SNS と口頭での質問

記入方法；SNS による記入

調査時期；11 月 20 日から 11 月 30 日

回答者数；50 人

回収率；100%

### **アンケートで使用した質問票**

質問 1；日本人は勤勉だと思いますか

回答選択肢；「はい」「いいえ」「その他やコメント」

質問 2；移民問題について考えたことがありますか

回答選択肢；同上

質問 3；移民政策を行う上で懸念される事案は何だと思いますか

回答選択肢；「事由記載欄のみ」